

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃油価格高騰緊急対策業務方法書 新旧対照表

変更後	現行
別紙様式第1号～別紙様式第3号 (略)	別紙様式第1号～別紙様式第3号 (略)
<p>別紙様式第4号(第12条関係)【更新の場合】</p> <p>施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容(更新)</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会(以下「甲」という。)が新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。</p> <p>(燃油購入数量等の設定)</p> <p>第1条 乙は、平成30年11月1日(又は10月1日若しくは12月1日)から平成31年4月30日(又は3月31日若しくは5月31日)までの間に施設園芸用燃油価格差補填金(以下「補填金」という。)の平成30事業年度の補填金の対象となる燃油購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。</p> <p>2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価(以下「燃油購入数量等」という。)を設定するものとする。</p> <p>(燃油補填積立金の納入)</p> <p>第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。</p> <p>(燃油購入数量の報告)</p> <p>第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。</p> <p>(補填金の交付)</p> <p>第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。</p> <p>(補填金の返還等)</p> <p>第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>(契約の解約)</p> <p>第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。</p> <p>ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合</p> <p>イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合</p> <p>ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合</p> <p>オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合</p> <p>2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の○月○日(平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業</p>	<p>別紙様式第4号(第12条関係)【更新の場合】</p> <p>施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容(更新)</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会(以下「甲」という。)が新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織(以下「乙」という。)からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。</p> <p>(燃油購入数量等の設定)</p> <p>第2条 乙は、平成29年11月1日(又は10月1日若しくは12月1日)から平成30年4月30日(又は3月31日若しくは5月31日)までの間に施設園芸用燃油価格差補填金(以下「補填金」という。)の平成29事業年度の補填金の対象となる燃油購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。</p> <p>2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価(以下「燃油購入数量等」という。)を設定するものとする。</p> <p>(燃油補填積立金の納入)</p> <p>第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。</p> <p>(燃油購入数量の報告)</p> <p>第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。</p> <p>(補填金の交付)</p> <p>第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。</p> <p>(補填金の返還等)</p> <p>第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>(契約の解約)</p> <p>第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。</p> <p>ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合</p> <p>イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合</p> <p>ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合</p> <p>オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合</p> <p>2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の○月○日(平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業</p>

<p>年度は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成28事業年度は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、<u>平成29事業年度は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）</u>から平成<u>31</u>年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までとする。</p> <p>（変更の届出） 第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。</p> <p>（個人情報の保護） 第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。</p> <p>（その他） 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。</p>	<p>年度は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成28事業年度は5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）から平成<u>30</u>年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までとする。</p> <p>（変更の届出） 第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。</p> <p>（個人情報の保護） 第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。</p> <p>（その他） 第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。</p>
<p>別紙様式第4号（第12条関係）【新規契約の場合】</p> <p style="text-align: center;">施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容（新規）</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下「甲」という。）が新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。</p> <p>（燃油購入数量等の設定） 第1条 乙は、<u>平成30事業年度</u>に施設園芸用燃油価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃油購入数量を、当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。</p> <p>2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価（以下「燃油購入数量等」という。）を設定するものとする。</p> <p>（燃油補填積立金の納入） 第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。</p> <p>（燃油購入数量の報告） 第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。</p> <p>（補填金の交付） 第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第12条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。</p> <p>（補填金の返還等） 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>（契約の解約） 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。</p> <p>ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合 イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合 ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合 エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合</p>	<p>別紙様式第4号（第12条関係）【新規契約の場合】</p> <p style="text-align: center;">施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の内容（新規）</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下「甲」という。）が新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。</p> <p>（燃油購入数量等の設定） 第1条 乙は、<u>平成29事業年度</u>に施設園芸用燃油価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃油購入数量を、当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。</p> <p>2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃油購入数量、積立単価（以下「燃油購入数量等」という。）を設定するものとする。</p> <p>（燃油補填積立金の納入） 第2条 乙は、前条の燃油購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃油購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃油補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。</p> <p>（燃油購入数量の報告） 第3条 乙は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃油購入数量を甲に報告しなければならない。</p> <p>（補填金の交付） 第4条 甲は、第1条の燃油購入数量を設定した場合において、業務方法書第12条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。</p> <p>（補填金の返還等） 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>（契約の解約） 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。</p> <p>ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合 イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合 ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合 エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合</p>

<p>オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合</p> <p>2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第7条 この契約の期間は、当該事業年度の開始日（平成〇年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）から当該事業年度の対象期間の末日（平成〇年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日））までとする。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。</p>	<p>オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合</p> <p>2 乙が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。</p> <p>3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第7条 この契約の期間は、当該事業年度の開始日（平成〇年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）から当該事業年度の対象期間の末日（平成〇年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日））までとする。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があつたときには、<u>業務方法書第22条</u>に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。</p>
---	--

<p>別紙様式第5号（第12条関係）【契約の更新の場合】</p> <p style="text-align: center;">施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">(農業者組織) 住 所 名称及び代表者の氏名 印</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（平成25年5月31日付け新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。</p> <p>なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。</p> <p>➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載</p> <p>更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日</p> <p>【積立契約における留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立契約の期間は、平成 年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度からの契約の場合は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度からの契約の場合は平成26年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度からの契約の場合は平成27年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日））、平成28事業年度からの契約の場合は平成28年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日））、<u>平成29事業年度からの契約の場合は平成29年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）</u>を開始日とし、<u>平成31年</u>4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。 補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。 本協議会から施設園芸用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補填金のうちセーフティネ 	<p>別紙様式第5号（第12条関係）【契約の更新の場合】</p> <p style="text-align: center;">施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">(農業者組織) 住 所 名称及び代表者の氏名 印</p> <p>新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（平成25年5月31日付け新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。</p> <p>なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。</p> <p>➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載</p> <p>更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日</p> <p>【積立契約における留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立契約の期間は、平成 年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度からの契約の場合は平成25年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成26事業年度からの契約の場合は平成26年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日）、平成27事業年度からの契約の場合は平成27年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日））、平成28事業年度からの契約の場合は平成28年5月1日（又は4月1日若しくは6月1日））を開始日とし、平成<u>30</u>年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。 補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。 本協議会から施設園芸用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合
---	--

ット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）

- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し燃油価格高騰緊急対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第5号（第12条関係）【新規契約の場合】 (略)

(別紙様式第5号に添付) (別紙様式第7号の「別紙」による代用可能) 別紙 (略)

は本項目を削除する。）

- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し燃油価格高騰緊急対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第5号（第12条関係）【新規契約の場合】 (略)

(別紙様式第5号に添付) (別紙様式第7号の「別紙」による代用可能) 別紙 (略)

別紙様式第6号（第13条関係）【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(平成30事業年度燃油購入数量の設定について)

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

新潟市中央区東中通1番町189番地3
新潟県年用価格高騰緊急対策協議会
会長 印

平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）（新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（平成25年5月31日付け新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった平成30事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、平成〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成31年4(3,5)月30(31)日

➤ 平成30事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の130%相当までの高	A重油	12.7円/リットル	リットル

別紙様式第6号（第13条関係）【更新の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(平成29事業年度燃油購入数量の設定について)

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

新潟市中央区東中通1番町189番地3
新潟県年用価格高騰緊急対策協議会
会長 印

平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）（新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（平成25年5月31日付け新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった平成29事業年度の施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、平成〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成30年4(3,5)月30(31)日

➤ 平成29事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の130%相当までの高	A重油	12.7円/リットル	リットル

騰に備え積み立て	灯油	13.5 円/リットル	リットル
燃油価格の 150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6 円/リットル	リットル
	灯油	31.4 円/リットル	リットル

▶ 平成30 事業年度燃油補填積立金額 _____ 円
 前年度積立金残高 _____ 円
平成30 事業年度納付必要額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

騰に備え積み立て	灯油	13.5 円/リットル	リットル
燃油価格の 150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6 円/リットル	リットル
	灯油	31.4 円/リットル	リットル

▶ 平成29 事業年度燃油補填積立金額 _____ 円
 前年度積立金残高 _____ 円
平成29 事業年度納付必要額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第6号に添付)【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成30 事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額 ※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	30 事業年度 積立必要額 (円) ①-②
					<u>30 事業年度</u> (30年 月~31年 月分)	<u>30 事業年度</u> (30年 月~31年 月分)		
合 計			130%	A重油 (12.7 円/ リットル)				
				灯油 (13.5 円/ リットル)				
			150%	A重油 (29.6 円/ リットル)				
				灯油 (31.4 円/ リットル)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(別紙様式第6号に添付)【契約の更新の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (平成29 事業年度)

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額 ※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	29 事業年度 積立必要額 (円) ①-②
					<u>29 事業年度</u> (29年 月~30年 月分)	<u>29 事業年度</u> (29年 月~30年 月分)		
合 計			130%	A重油 (12.7 円/ リットル)				
				灯油 (13.5 円/ リットル)				
			150%	A重油 (29.6 円/ リットル)				
				灯油 (31.4 円/ リットル)				

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

別紙様式第6号 (第13条関係)【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(平成〇〇事業年度燃油購入数量の設定について)

別紙様式第6号 (第13条関係)【新規契約の場合】

施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(平成〇〇事業年度燃油購入数量の設定について)

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

新潟市中央区東中通1番町 189 番地3
新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会
会長 印

平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（平成 25 年 5 月 31 日付け新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第 5 号）で申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第 7 号）で申込みのあった施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、平成〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 （自）平成 30 年 5(4,6) 月 1 日（至）平成 31 年 4(3,5) 月 30(31) 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の 130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7 円/リットル	リットル
	灯油	13.5 円/リットル	リットル
燃油価格の 150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6 円/リットル	リットル
	灯油	31.4 円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第 6 号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 （平成 30 事業年度）

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

平成 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

新潟市中央区東中通1番町 189 番地3
新潟県年用価格高騰緊急対策協議会
会長 印

平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書（新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会燃油価格高騰緊急対策業務方法書（平成 25 年 5 月 31 日付け新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第 5 号）で申込みのあった施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、平成〇年〇月〇日付け施設園芸用燃油購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第 7 号）で申込みのあった施設園芸用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、平成〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 （自）平成 29 年 5(4,6) 月 1 日（至）平成 30 年 4(3,5) 月 30(31) 日

➤ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の 130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.7 円/リットル	リットル
	灯油	13.5 円/リットル	リットル
燃油価格の 150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	29.6 円/リットル	リットル
	灯油	31.4 円/リットル	リットル

➤ 燃油補填積立金額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(別紙様式第 6 号に添付) 【新規契約の場合】

別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 （平成 29 事業年度）

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量（リットル）	燃油補填積立金額※ （円）	備考
					30事業年度 (30年 月～29年 月分)	30事業年度 (30年 月～29年 月分)	
合 計			130%	A重油 (12.7円/ リットル)			
				灯油 (13.5円/ リットル)			
			150%	A重油 (29.6円/ リットル)			
				灯油 (31.4円/ リットル)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量（リットル）×積立単価（円/リットル）×1/2」で算出する（農家積立分）。切り捨てにより100円単位で記載する。

別紙様式第7号（第14条第1項関係）～別紙様式第8号（第21条関係）（略）

番号	氏名	住所	選択肢 ・130% ・150%	油種 ・A重油 ・灯油	対象燃油購入数量（リットル）	燃油補填積立金額※ （円）	備考
					29事業年度 (29年 月～30年 月分)	29事業年度 (29年 月～30年 月分)	
合 計			130%	A重油 (12.7円/ リットル)			
				灯油 (13.5円/ リットル)			
			150%	A重油 (29.6円/ リットル)			
				灯油 (31.4円/ リットル)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量（リットル）×積立単価（円/リットル）×1/2」で算出する（農家積立分）。切り捨てにより100円単位で記載する。

別紙様式第7号（第14条第1項関係）～別紙様式第8号（第21条関係）（略）